

私立幼稚園・公立幼稚園・公私立保育園の利用者負担（保育料）の検討について

27年度以降の新制度における利用者負担（以降、「保育料」という。）については、世帯の所得の状況等を勘案し、国が定める基準を限度として、市が定めることとなる。

1 主な変更点（新制度に移行した場合）

	従 来	新制度移行後
私立幼稚園	①保育料を園が独自に設定 ※市内私立7園16,000円から19,900円 ②園児1人あたり一律の保育料 ※就園奨励費補助金により、実際の負担額は所得階層区分により異なる。	①市内一律の保育料を市が設定 ②所得階層区分ごとの保育料を市が設定 ※多子軽減（2人目半額、3人目無料）あり ※就園奨励費補助金なし
公立幼稚園	①市内一律6,000円	①変更なし（市が独自に設定可能） ※公立幼稚園用の国の基準は示されず、公私立間のバランスを考慮して、市が判断。
公私立保育園 ※公私立共通	①『所得税額』を基に算定	①『市民税額』を基に算定

※私立幼稚園については、新制度に移行して市が設定した保育料とするのか、新制度に移行せず園独自の保育料とするのか、園の判断で決めることが可能。

※私立幼稚園の入園受付が9月初旬（説明会は7月中旬以降）に開始されるため、新制度に移行する私立幼稚園がある場合には、早急に保育料を示す必要がある。

※就園奨励費補助金とは、私立幼稚園に幼児を通園させている世帯の経済的負担を軽くするため、その世帯の市民税額に応じて補助金を交付するもの。

2 基本的な仕組み（新制度に移行した場合）

『給付費（市から園への給付額）』＝『公定価格（国が定める基準により算定した費用）』－『保育料』

・園への給付は、「公定価格」から「市が定める保育料」を控除した額。

⇒ 園の収入は変わらない（保護者から保育料としてもらうか、市から給付費としてもらうかの違い）。

・負担割合は、「公定価格」から「国が定める保育料」を控除した額を国：県：市＝2：1：1。

⇒ 現行の保育園と同じ仕組み。市独自に保育料を軽減すれば、その分だけ市の負担が増える。

※私立幼稚園への給付費については、地方単独部分と全国統一部分に分かれる。

【保育園のイメージ】

【私立幼稚園のイメージ】

給付費	給付費	地方単独部分 県：市＝1：1	↑ 公定 価格 ↓
国：県：市＝2：1：1		全国統一部分 国：県：市＝2：1：1	
保育料		保育料	

※H26.7.7現在、地方単独部分と全国統一部分の比率が不明。この比率によって市の負担額が変わってくる（地方単独部分の比率が少ないほど、市の負担が少なくなる）。
⇒試算では、地方単独部分と全国統一部分の比率を1：1と見込んで試算。

3 基本的な考え方（案）

①私立幼稚園の保育料について、保育園保育料と同程度の市独自の軽減を設ける方向で検討する。

【狙い】すべての子どもが公平で平等な教育・保育を受けることができるように配慮するとともに、「誰もが住みたくなるまち」「こどもを安心して生み育てることができるまち」実現の一助とする。
また、軽減を設け、保育料を低額に抑えることで、幼稚園へ誘導する。

【検討】新制度に移行しない私立幼稚園は、従来どおり就園奨励費補助金により対応することとなるが、多子軽減制度のある国制度で対応することにするのか検討が必要。

②保育園保育料について、保育料を変更しない方向で検討する。

※国が示した新たな基準においても従来の基準額に変更がないことから現状維持とする。

③公立幼稚園の保育料について、私立幼稚園同様、応能負担による保育料を導入する方向で検討する。

【検討】27年度において、新制度に移行する私立幼稚園がほとんどないと推測される中、公立幼稚園における応能負担による保育料をいつから導入するのか検討が必要。

④公立幼稚園の保育料について、激変緩和の措置を設ける方向で検討する。

【狙い】既に通園している幼児の保育料が大幅に増額することがないように配慮する。